

○いとしま応援プラザ条例

平成23年 3 月29日

条例第 4 号

改正 平成25年12月18日条例第35号

平成25年12月18日条例第37号

令和元年 6 月21日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 地域課題の解決又は地域資源を生かした地域の活性化にビジネスの手法を用いて
取組むコミュニティビジネスの起業家及び芸術文化活動者（芸術文化活動を主な業とす
る者をいう。以下同じ。）の支援を行い、もって住民福祉の向上に資するため、いとし
ま応援プラザ（以下「応援プラザ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 応援プラザの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

名称	位置
いとしま応援プラザ	糸島市志摩初30番地

(施設)

第 3 条 応援プラザに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 起業家相談室
- (2) インキュベート室
- (3) 起業家共同利用室
- (4) 展示販売室
- (5) イベントルーム

(事業)

第 4 条 応援プラザは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) コミュニティビジネスの相談、情報提供等に関すること。
- (2) コミュニティビジネスの講座、講演会等の開催に関すること。
- (3) 芸術文化活動者の作品の展示、販売等の支援に関すること。
- (4) 芸術文化活動者の活動内容の情報の収集及び発信に関すること。
- (5) 芸術文化活動者の市民等との交流の推進に関すること。
- (6) その他応援プラザの設置目的を達成するために必要なこと。

(指定管理者による管理)

第 5 条 応援プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規
定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」とい
う。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 6 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応援プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 応援プラザの施設の利用の許可に関する業務
- (3) 第4条に規定する事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援プラザの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の選定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の指定を受けべきものを選定しなければならない。

- (1) 市民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 応援プラザの効用を最大限発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 応援プラザの管理及び第4条に規定する事業を安定して行う物理的能力及び人的能力を有していること。
- (4) その他応援プラザの設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (6) 役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (7) 役員が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(平25条例37・一部改正)

(指定管理者の指定等の告示)

第9条 市長は、指定管理者を指定したとき及び第12条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において、第12条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、同日の属する年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの期間について、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 応援プラザの利用及び維持管理の状況に関する事項
- (2) 応援プラザの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入実績に関する事項

(3) 前号に掲げるもののほか、応援プラザの管理に係る経費の状況に関する事項

(4) 第4条に規定する事業の実績に関する事項

(5) その他市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第11条 市長は、応援プラザの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況並びに第4条に規定する事業の状況に関し、定期又は臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第12条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(1) 第8条各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

(2) 前条の報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

(3) 前条の指示に従わないとき。

(4) 法令、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に従って、適正に応援プラザの管理を行わなかったとき。

(5) その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第13条 応援プラザの開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第14条 応援プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(1) 月曜日

(2) 前号の休館日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(利用者の要件)

第15条 インキュベート室、起業家共同利用室、展示販売室及びイベントルームを利用できる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) インキュベート室及び起業家共同利用室 市内でコミュニティビジネスを起業しようとする者（起業後3年を経過していない者を含む。）

- (2) 展示販売室 市内を活動拠点とする芸術文化活動者
- (3) イベントルーム 前2号に規定する施設を利用できる者
(利用の許可)

第16条 インキュベート室、起業家共同利用室、展示販売室及びイベントルームを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の審査を経て許可を受けなければならない。

2 インキュベート室、起業家共同利用室及び展示販売室の利用の許可の期間は、3月を限度とする。

3 イベントルームの利用の許可の期間は、7日を限度とする。
(利用の制限等)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の利用を制限し、前条の許可を取り消し、又は利用の中止を命じることができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の指示に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正の手段により前条の許可を受けたとき。
- (3) 公益上の必要があるとき。
- (4) その他応援プラザの管理上特に必要があるとき。

2 前項の規定による措置によって、利用者が損害を受けても、市長又は指定管理者は賠償その他の責めを負わない。

(権利の譲渡等の禁止)

第18条 利用者は、利用の目的を許可なく変更し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(特別な設備)

第19条 指定管理者は、管理のため特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 利用者は、利用のため特別な設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第12条第1項の規定により、指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、その利用が終了したとき、又は第17条第1項の規定により、許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りで

ない。

(利用料金)

第21条 利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は前納とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める額に100分の110を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(令元条例3・一部改正)

(利用料金の不還付)

第22条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第23条 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用者の義務)

第24条 利用者は、利用に関する指定管理者の指示に従うとともに、利用に係る応援プラザの施設又は設備を善良な管理者と同一の注意をもって利用し、及び管理しなければならない。

(入館の制限)

第25条 指定管理者は、利用者又は応援プラザの入館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をする者
- (2) 危険物又は他人の迷惑となる物品若しくは動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
- (3) 応援プラザの施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがある者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) その他応援プラザの管理上支障があると認める者

(損害賠償)

第26条 応援プラザの施設若しくは設備又は展示作品等を故意又は過失により破損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者の責めに帰すべき事由により、人身事故等が生じたときは、これに係る一切の責めは利用者が負わなければならない。

(個人情報保護等)

第27条 指定管理者は、糸島市個人情報保護条例（平成22年糸島市条例第18号）の定めるところにより応援プラザの管理の業務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 指定管理者及び指定管理者の行う業務に従事する者は、応援プラザの管理の業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、また、同様とする。

（市長による管理）

第28条 第5条の規定にかかわらず、指定管理者として指定すべきものがない場合、指定管理者の指定を取り消した場合その他やむを得ない事由がある場合は、市長が応援プラザの管理を行うものとする。

- 2 前項の場合において、第21条から第23条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」として、これらの規定を適用する。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第5条の規定による指定管理者の指定及び応援プラザの管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年12月18日条例第35号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第37号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月21日条例第3号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第21条関係）

（平25条例35・令元条例3・一部改正）

利用区分	単位	金額
インキュベート室①	1 月	9,900円
インキュベート室②	1 月	11,335円
起業家共同利用室	デスク 1 台当たり 1 月	1,900円

展示販売室	展示販売スペース	1 m ² 当たり 1 日	50円
	展示棚	1 区画 当たり 3 月	945円
イベントルーム		1 時間	280円

備考 イベントルームの冷暖房を利用する場合は、1 時間 当たり 190円とする。